

第一上場及び興櫃登録の日本会社株式への投資に関する特別な注意事項

日本を設立国とする第一上場(台湾証券取引所及びグレタイ上場を含む。)及び興櫃(台湾証券グレタイ売買センターで店頭取引されているエマージング市場である。)登録会社(以下、「日本会社」と略す。)は、我が国有価証券の取引制度および日本会社法上株主名簿維持義務の関連規定を同時に遵守するため、投資家に、下記の注意事項をご了承いただくようお願い申し上げる:

- (一)投資家は口座開設参加者(例えば、証券会社)を通じて台湾集中保管決済所株式会社(以下、「TDCC」と略す。)の口座振替システムで保管振替口座を開設し、TDCCが名義株主として日本会社の株主名簿に記載される株式(以下、「投資株式」と略す。)を所有し、日本会社の実質株主(以下、「実質株主」という。)となる。
- (二)平時において、実質株主が保管振替口座で所有する日本会社の投資株式は、TDCCが名義株主として日本会社の株主名簿に記載される。
- (三)実質株主は、日本会社に対して直接その株主権利を行使しようとする場合(日本会社法及び日本会社の規定により、株主提案権及び情報開示請求等を含むがそれに限らない。)、TDCCが定める方法に基づき、実質株主の保管振替口座にある全部又は一部の日本会社投資株式を日本会社の登録専門口座に移すこと、及び名義株主の地位をTDCCから当該実質株主に移転することを申請するものとする。関連名義変更手続きは、株代行機構が行い、前述の移転について、TDCCによる別途意思表示の通知が不要である。前述の振替手続き終了後、実質株主は台湾証券グレタイ売買センター又は台湾証券取引所で当該投資株式の売買取引を行うことができない。
- (四)実質株主は、基準日の三営業日前から基準日当日まで、株代行機構及び各口座開設参加者が第(三)項の申請を受理しないことを理解し、これに同意する。
- (五)日本会社の登録専門口座で株式を所有する者(以下、「登録専門口座株主」と略す。)は、TDCCが定める方法に基づき、株式を各自開設した保管振替口座に移し戻す申請すると同時に、名義株主の地位を実質株主からTDCCに移転することを申請することができる。関連名義変更手続きは、株代行機構が行い、前述の移転について、TDCCによる別途意思表示の通知が不要である。前述の口座移転手続き終了後、登録専門口座株主は台湾証券グレタイ売買センター又は台湾証券取引所で日本会社の投資株式を売買することができる。
- (六)実質株主は、日本会社が定める株主権利基準日(株主総会議決権の行使及び配当の受け取りに関する基準日を含むがそれに限らない。株主総会議決権の行使及び配当の受け取りに関する基準日は、日本会社定款の記載に準じ、その他基準日は日本会社が関連規定に基づき公告する。以下、「基準日」と略す。)の前日に、TDCCから名義株主の地位を譲り受け、基準日当日に当該名義株主の地位をTDCCに譲渡すること、及び関連

名義変更手続きについて、日本会社指定の台湾株業務代理機構(以下「株代行機構」と略す。)が行い、TDCC及び投資家による別途意思表示の通知が不要であることに同意する。よって、各実質株主は基準日に日本会社の株主名簿に記載される株主となり、株主として直接株主総会で議決権を行使し、配当を受け取り、その他株主権利を行使することができる。基準日前日に投資株式につきTDCCの参加者帳簿に記載されていない投資家は、基準日の株主権利を享受することができない。

(七)実質株主は自らの名義で日本会社の株主名簿に記載される前に、保管振替口座で所有する日本会社の投資株式について、直接日本会社に対し、株主としてその株主権利を主張することができない。

(八)投資家は、権利被害によって訴訟を起こそうとする場合、管轄権を有する裁判所を適切に選ばなければならない。日本会社又はその責任者が台湾証券取引法規定を違反することによって投資家権利に損害を及ぼす場合、投資家は台湾裁判所に訴訟を提起することができる。投資家は、第(三)項の規定に基づきTDCCから名義上株主地位を譲り受ける申請を行った後、日本会社法規定に従い、取締役責任追及又は株主総会決議取り消し等の訴訟を自ら提起するか、又は日本民事不法行為の規定に基づき損害賠償訴訟を提起することもできる。具体的な案件はそれぞれ異なるため、台湾又は日本裁判所に訴訟を提起する実現可能性を適切に検討することを薦める。台湾財団法人証券投資家及び先物取引者保護センターは、証券投資家及び先物取引法における公益目的の範囲内で、投資家の権利主張に協力するか否かをケース・バイ・ケースで検討し、決定する。

(九)本特別注意事項で示す各事項は例示的なものに過ぎない。日本会社の投資株式を所有する投資リスク及び市場相場に影響する要因を全て述べることはできないため、投資家は、負担できない損失を避けるため、取引前に本特別注意事項をよくお読みの上、日本会社の目論見書等公開情報も必ずお読みください。また、その他投資判断に及ぼす影響要素を慎重に検討し、確実な財務計画及びリスク評価を行う必要がある。

本人は御社から「第一上場及び興櫃登録の日本会社株式への投資に関する特別な注意事項」が交付されたことを確認する。また、御社専門担当者_____の解説に基づき、第一上場及び興櫃登録の日本会社株式への投資に関するリスクを十分に理解したこと、及び本特別注意事項を間違いなく受け取ったことをここで声明する。

署名人： (署名又は登録印鑑を押す)

口座番号：

____年____月____日